

Windows 11 導入に係る
ポリシー設計及び構築等業務
仕様書

独立行政法人日本芸術文化振興会

目次

1. 調達件名	2
2. 調達の概要	2
2.1. 目的	2
2.2. 用語の定義	2
2.3. 業務の概要	2
2.4. 納入成果物	2
2.5. 納入日	3
2.6. 納入場所	3
3. 作業要件	4
3.1. 前提条件	4
3.2. 要件定義、設計作業	4
3.3. 構築作業	5
3.4. 試験機による検証	6
3.5. 検収	7
4. 受注者に求める事項	7
4.1. 受注実績	7
4.2. 作業要件	7
5. 契約条件等	7
5.1. 知的財産の帰属等	7
5.2. 再委託	8
5.3. 秘密保持等	9
5.4. 情報セキュリティに関する受注者の責任	9
5.5. 契約不適合責任	10
6. その他の要件	10

1. 調達件名

Windows 11 導入に係るポリシー設計及び構築等業務

2. 調達の概要

2.1. 目的

Microsoft Windows 10（以下「Windows 10」という。）は、令和7（2025）年10月にサポート終了を迎えたが、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）では、延長サポートを契約することで、Windows 10のクライアントPCを継続利用し、Windows 10用のポリシーによる管理のもと、運用している。

今後、新規事業の拡大による職員等の雇用増加などにより、クライアントPCの不足が見込まれているが、Windows 10のPCは販売終了しているため、新規調達する際はMicrosoft Windows 11（以下「Windows 11」という。）を導入することとなる。

ポリシーはOSごとに整備する必要があることから、本調達にて、新たにWindows 11 Pro及びEnterprise用のポリシーを設計・構築し、振興会においてWindows 11のクライアントPCが安全に安定して利用できるようにする。

2.2. 用語の定義

用語	定義
納品	受注者による納入物の搬入・設置・動作確認等の作業が終了し、振興会の検収のために引渡しができる状態。
納入	振興会による検収が終了し実利用可能な状態。
運用管理支援業者	別途契約している、振興会情報システム全般の運用管理業務、職員に対する支援業務等を実施する事業者。

2.3. 業務の概要

振興会の既存環境においてWindows 11 Pro及びEnterpriseを導入するために必要なOS、Active Directory、グループポリシーなどの設計を行い、構築、適用までを行う。一連の業務を遂行するに当たっては、運用管理支援業者と十分に連携・協力し、作業を進めること。

2.4. 納入成果物

(1) 成果物

項番	項目	提出期限
1	要件定義書	要件定義完了後
2	基本設計書	設計完了後
3	詳細設計書	設計完了後

4	試験結果報告書	試験完了後
5	業務完了報告書	納品時

(2) 成果物の要件

- ① 受注者は、指定の成果物を各提出期限までに振興会に提出し承認を得ること。また、納品時には書換えが不可能な電磁的記録媒体（DVD-ROM、CD-ROM等）に収録し、2部以上提出すること。
- ② 納入成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。また、情報処理に関する用語の表記については、原則として日本産業規格（JIS）の規定に準拠すること。
- ③ 振興会から紙媒体による提出の要請があった場合は、A4判を原則とする。ただし、図表については、必要に応じてA3判縦又は横を使用することができる。
- ④ 各ドキュメントには表紙、ページ番号、目次を付す等、目的の項目が見付けやすくなるよう配慮すること。必要に応じて、掲載ページ番号を付した用語集やドキュメント内・ドキュメント間のリンクを付けるなど、見やすさ・扱いやすさに配慮すること。
- ⑤ 電磁的記録媒体に保存する形式は、PDF又はMicrosoft 365デスクトップアプリで扱える形式とする。ただし、振興会が別の形式を定めて提出を求めた場合はこの限りでない。
- ⑥ 本調達において提出する全ての成果物について、事業者固有の専門的な用語は極力使用しないこととし、使用せざるを得ない場合には、用語の説明を記述する等、理解しやすい成果物にすること。
- ⑦ 電磁的記録媒体により納品するに当たり、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認等により、納入成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
- ⑧ 本仕様書に記載する納入成果物以外にも、必要に応じてドキュメントの提供を求めることがあるので、振興会と協議の上、対応すること。

2.5. 納入日

令和8（2026）年3月27日（金）

2.6. 納入場所

独立行政法人日本芸術文化振興会 総務部 情報推進課
東京都千代田区隼町4-1

※Windows 11を導入したクライアントPCは以下の場所へ設置される。

なお、本調達の受注者に対し、各地への派遣を求めるものではない。

東京都千代田区隼町 4-1	独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場敷地内各棟
東京都千代田区隼町 2-13	US 半蔵門ビル
東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-18-1	国立能楽堂
大阪府大阪府中央区日本橋 1-12-10	国立文楽劇場

3. 作業要件

3.1. 前提条件

- (1) 設計及び構築作業は、受注時点の Windows 11 Pro 及び Enterprise の最新安定バージョンを基とする。本調達仕様書作成時点では「バージョン 25H2」がそれに該当するが、状況次第で次バージョンがリリースされる可能性があるため、要件定義工程において振興会と協議の上、適用するバージョンを確定させること。
- (2) 振興会において Windows 11 Enterprise を利用する際は、Entra Hybrid Join の仕組みを活用する想定である。これは、Windows 11 Pro のクライアントPCがドメイン参加かつ Entra 参加した状態で、Microsoft 365 ユーザーでログインすることにより Enterprise エディションにアップグレードされるものであり、現在 Windows 10 Enterprise を利用する際に活用している仕組みである。
- (3) 本調達の作業範囲は、振興会が保有する Active Directory、グループポリシー、WSUS の各サービスを利用した Windows 11 Pro 及び Enterprise の設計、構築、検証及び附帯する作業とする。
- (4) 納入後の Windows Update は、振興会が保有する WSUS サーバーから行うものとする。配信のために WSUS サーバー側に追加設定が必要な場合の設定作業は運用管理支援業者が行うが、設定内容については振興会及び運用管理支援業者と協議の上、決定すること。

3.2. 要件定義、設計作業

(1) 基本方針

- ① 本調達における設計内容は、原則として既存の設計及びポリシーに準拠すること。既存の環境については Windows 10 Pro 導入時の設計書及び実環境にて確認すること。設計書及び実環境を確認するための作業用 PC は契約後開示及び貸与する。
- ② Windows 11 Pro 及び Enterprise におけるグループポリシーで実現可能な共通設定は、クライアント PC 側に設定を持たせないようにし、導入後の運用負荷軽減に資する設計とすること。

- ③ Windows 11 のクライアント PC にプリインストールされた業務に不要なソフトウェア、ストアアプリケーション、サービス等（以下「ソフトウェア等」という。）は、可能な限りグループポリシーで無効化すること。グループポリシーにスクリプト（ログオン/スタートアップ）を追加する方法での無効化も可とする。
- ④ ソフトウェア等自体の設定、アップデート設計などは本調達の対象外とする。ただし、「Microsoft Edge」については管理用テンプレートを用意し、設計・設定を行うこと。
- ⑤ Windows 10 の設定で流用できる部分は、振興会に内容を説明し、承認を得た上で流用して構わない。
- ⑥ 運用中のシステムに対する作業となるため、変更内容は事前に振興会と十分に協議し、承認を得た上で実施すること。

(2) 要件定義

各ポリシー等の作成に当たって決定が必要な事項を洗い出し、振興会と協議の上、要件を整理、確定すること。特にセキュリティに係る要件について、漏れないよう十分に協議すること。

(3) 基本設計

要件定義完了後、要件を満たすための基本設計を行うこと。

(4) 詳細設計

基本設計を基に OS、Active Directory、グループポリシー等の詳細設計を行うこと。詳細設計書にはパラメーターシートを含むこと。

3.3. 構築作業

- (1) 基本設計書及び詳細設計書の内容に基づき構築作業を行うこと。
- (2) 作業に必要な環境として、振興会からは以下を貸与する。
 - ・ 作業用 PC : 1 台
 - └ 種別 : 振興会の既存 PC (振興会ドメイン参加済み)
 - OS : Windows 10 Enterprise
 - ・ 試験用 PC : 1 台
 - └ 種別 : 振興会が購入又はレンタルする初期設定状態の新規 PC
 - OS : Windows 11 Pro
 - ・ 作業用 AD アカウント : 管理者権限、ユーザー権限
 - ・ 通信環境 : 振興会ネットワーク
 - ・ 作業場所 : 「2.6. 納入場所」を予定
- (3) 振興会から貸与する作業用 PC に、Microsoft 社が提供するリモートサーバー管理ツールをインストールし、振興会が保有する Active Directory、グループポリシー、WSUS の各サービスに接続して作業すること。既存環境に対して設定

追加や変更を行う場合、及び各サービスを提供するサーバーにリモートデスクトップ接続を行う必要がある場合は、振興会に作業日時及び作業手順を提示し、承認を得ること。

- (4) 作業に当たっては運用管理支援業者と十分に連携すること。
- (5) 振興会業務に影響させないこと。万が一、影響のある作業が発生する場合は、振興会と協議の上、振興会通常業務時間（平日9時30分～18時15分）外の作業とすること。

3.4. 試験機による検証

- (1) 振興会から貸与するクライアント PC 1 台を試験機としてセットアップし、「3.2.(2)要件定義」で決定した内容が正しく適用されているか確認を行うこと。
- (2) 試験機に対し、以下のソフトウェアを導入し、動作確認を行うこと。項番5～9については振興会からインストーラー及びライセンスを提供する。

なお、対象ソフトウェアの増減の必要が生じた場合については、費用負担を含めて振興会と協議の上、決定する。

項番	ソフトウェア
1	Microsoft Edge
2	Mozilla Firefox
3	Adobe Acrobat Reader
4	Lhaplus
5	Microsoft 365 Apps for Enterprise
6	振興会が指定する複合機・プリンターのドライバー（5台程度）
7	Trend Micro Apex One
8	SKYSEA Client View
9	JustSystems JUST PDF 5 Pro

- (3) 検証作業により設計内容に不備があった場合は、受注者の責任及び負担において直ちに修正すること。
- (4) ソフトウェアの動作確認において、設計内容の不備以外の事由により異常が発見された場合は振興会に詳細を報告し、対応策を提案すること。原因調査及び対応策実施において費用が発生する場合は、その負担について別途振興会と協議の上、決定する。
- (5) 原則として、試験機はセットアップ完了後の状態で振興会に返却すること。
- (6) 試験過程などにおいて試験機の原状回復が必要になった場合を考慮して、その方法について振興会と事前に確認すること。

3.5. 検収

納品後、振興会において受注者及び運用管理支援業者立会いの上、総合試験を行ったのち、検収を実施する。実施に際しては、振興会の負担を極力抑え、かつ必要十分な範囲の検証ができる方法を提案すること。

- (1) 「2.4. 納入成果物」に則って、成果物が提出されていること。
- (2) 検査の結果、納品内容の全部又は一部に不合格品が発生した場合は、受注者は直ちに修正を行った後、指定した日時までに納入を完了すること。

4. 受注者に求める事項

4.1. 受注実績

平成27（2015）年7月以降に、独立行政法人日本芸術文化振興会と同等以上の規模（業務従事者500人以上かつクライアントPC台数600台以上）の公共機関（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人）又は公益法人（学校法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び宗教法人）において、Windows 10及びWindows 11利用環境下でのActive Directoryを用いたグループポリシーの設計・構築又は管理・運用を行った実績を有すること。

なお、Windows 10に係る実績とWindows 11に係る実績は、別の受注実績でも差し支えない（「4.2. 作業要件」においても同様とする。）。

4.2. 作業要件

平成27（2015）年7月以降に、Windows 10及びWindows 11利用環境下でのActive Directoryを用いたグループポリシーの設計・構築又は管理・運用を中心的役割として行った実績を有する作業者を体制に含めること。

5. 契約条件等

5.1. 知的財産の帰属等

- (1) 本調達作業により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を振興会に譲渡し、振興会は独占的に使用するものとする。ただし、以下の場合を除く。

- ① 納入成果物のうち受注者が権利を有する著作物（以下「受注者の既存著作物」という。）が含まれる場合は、その「受注者の既存著作物」。ただし、受注者が本件の契約前から権利を有するもので、受注者が範囲について振興会の承認を得たものに限る。
- ② 納入成果物のうち第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合は、その「第三者の既存著作物」。

なお、受注者は振興会に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、振興会と別途協議するものとする。

- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれているときは、振興会が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、受注者は当該著作権者の使用許諾条件につき、振興会の了承を得るものとする。

- (3) 本調達の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら振興会の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、振興会は紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知するものとする。

5.2. 再委託

- (1) 受注者が、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を、原則として禁止するものとする。ただし、受注者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、振興会が了承した場合は、この限りでない。

- (2) 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、本仕様書「5.1. 知的財産の帰属等」、「5.3. 秘密保持等」、「5.4. 情報セキュリティに関する受注者の責任」を含め、本調達の受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

- (3) 受注者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受注者は、振興会が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について振興会に対し報告し、又は振興会が自ら確認することに協力するものとする。

- (4) 受注者は、振興会が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項、理由等について記載した申請書を提出し、振興会の承認を得るものとする。

5.3. 秘密保持等

- (1) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、振興会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次の①から⑤までのいずれかに該当する情報は除くものとする。
 - ① 振興会から取得した時点で、既に公知であるもの
 - ② 振興会から取得後、受注者の責によらず公知となったもの
 - ③ 法令等に基づき開示されるもの
 - ④ 振興会から秘密でないと指定されたもの
 - ⑤ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に振興会に協議の上、承認を得たもの
- (2) 受注者は、振興会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製しないものとする。
- (3) 受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員等が異動・退職等した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受注者は、本調達に係る検収後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に係る振興会に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、振興会から貸与されたものについては、検収後1週間以内に振興会に返却するものとする。
- (5) 受注者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び振興会が定めた「独立行政法人日本芸術文化振興会個人情報管理規程」等を遵守し、個人情報を取り扱うものとする。

5.4. 情報セキュリティに関する受注者の責任

(1) 情報セキュリティポリシー等の遵守

受注者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和7年度版)」及び「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー等」という。）」に従って受注者組織全体のセキュリティを確保すること。「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」は非公開であるが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等を、必要に応じて参照すること。「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」については、契約締結後開示する。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、セキュリティポリシー等に従い、受注者組織全体のセキュリティを確保するとともに、振興会から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

振興会以外で作業を行う場合も、振興会のセキュリティポリシーに従い、情報

セキュリティを確保できる環境において行うこと。

(3) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、直ちに振興会に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ① 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める振興会の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- ② 受注者による振興会のその他の情報へのアクセス
- ③ 情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中に発生し、かつその事象が受注者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受注者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。
 - a. 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、振興会の承認を得た上で実施すること。
 - b. 発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応策等について報告書を作成し、振興会へ提出して承認を得ること。
 - c. 再発防止対策を立案し、振興会の承認を得た上で実施すること。
 - d. 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、振興会の指示に基づく措置を実施すること。

(4) 情報セキュリティ監査の実施

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、振興会が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、振興会がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（振興会が選定した事業者による監査を含む。）。

(5) セキュリティ対策の改善

受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について振興会が改善を求めた場合には、振興会と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

5.5. 契約不適合責任

検収後 1 年間に於いて、本調達の内容に適合しないものがあることが判明した場合には、受注者の責任及び負担において、振興会が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

6. その他の要件

- (1) 振興会は、受注者に対して本業務遂行に関して問題があると判断した場合、異議を申し立てることができる。受注者は、振興会から異議申立てを受けた場合、受注

者側で問題の把握、業務に携わる者の交代等改善策の検討を行い、振興会と協議の上、改善策を実施すること。

- (2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書に依りがたい事由が生じた場合、及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに振興会と協議の上、解決に向け両者とも最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないよう十分注意すること。
- (3) 本業務に起因して、振興会情報システムに不具合が発見された場合は、受注者の責任及び負担において復旧のための措置を迅速に実施すること。
- (4) 受注者は、本仕様書に記載なき事項であっても、本業務遂行に必要と認められる事項については、振興会と協議の上、誠意をもって対応すること。

以上